

教職員の皆様へ

ご存知ですか？ 平成28年4月から
『障害者差別解消法』が施行されています！

障害者差別解消法とは…

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、
お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる、差別のない
社会を作ることを目的としています。

この法律では「障害を理由とする差別」を禁止しています。

「障害を理由とする差別」とは…

この法律では「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこ
と」が差別に当たります。

○ 不当な差別的取扱い

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否した
り、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

○ 合理的配慮をしないこと

障害のある方から何らかの配慮を求められた場合には、負担にな
り過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くための合理的配慮を行
うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害の
ある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

国立大学では障害者への合理的配慮が
法的義務となっています

千葉大学 > 大学案内 > 公表事項 > 国立大学法人としての公表事項

> 11. その他「障害を理由とする差別の解消の推進」

> 「国立大学法人千葉大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する要領」

http://www.chiba-u.ac.jp/general/disclosure/announce/files/announce/290401shougai_1.pdf

上記要領の第4条第1項三において「監督責任者」は部局長とすることを定めています。

合理的配慮の例

- 移動に困難のある学生等が参加している授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更。
- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システム、その他の支援機器の利用などの情報保障を行うこと。
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて、電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。

・・・etc.

本学における支援までの主な流れ

- ① 学生本人が支援を希望する旨を申し出る。
＝申請書『障害等にかかる支援・配慮申請書』を
学部・研究科等の学務係、または学生相談室に提出。
▼
- ② 学生相談室 障害学生相談担当者、学部・研究科等担当者が本人から話を聞く。
▼
- ③ 必要な支援について関係者で話し合う。
▼
- ④ 支援内容が決定する。

先生方へのお願い

修学支援を希望する障害学生が受講する授業をご担当される先生には『障害のある学生の受講に関する配慮のお願い』という学部長名の文書が届きます。学内の話し合いを通じて決定された支援内容が記載されていますので、記載されている内容をご確認の上、学生の支援にあたってください。

上記の文書以外にも、学生相談室から、学生に関するお願いの文書が届くこともありますのでよろしくお願い致します。

配慮依頼文書に記載されている配慮内容に関して、ご不明・お困りの点等がありましたら、学生相談室 障害学生相談担当へご相談ください。

連絡先 『学生相談室障害学生相談担当』

電話：043-290-2168

Eメール：gakusei-support@chiba-u.jp

障害学生支援に関することで分からないことやお困りのことがありましたら学生相談室へご相談ください。